

ストック・オプションに係る現行のディスクロージャー制度の概要

区 分		新株引受権方式	自己株式取得方式
開示会社	勧誘対象 50名以上	「株券の募集」に該当 発行価額1億円以上の場合、有 価証券届出書の提出(目論見書の 作成・交付)。	「株券の売出し」に該当 売出価額1億円以上の場合、有 価証券通知書の提出(目論見書の 作成・交付)。
	勧誘対象 50名未満	「株券の募集」に該当 発行価額1億円以上の場合、有 価証券届出書の提出(目論見書の 作成・交付)。	届出不要
非開示会社	勧誘対象 50名以上	「株券の募集」に該当 発行価額1億円以上の場合、有 価証券届出書の提出(目論見書の 作成・交付)。	「株券の売出し」に該当 売出価額1億円以上の場合、有 価証券届出書の提出(目論見書の 作成・交付)。
	勧誘対象 50名未満	届出不要	届出不要

(備考) 発行価額・売出価額 = 権利行使価額 × 株数

総合雇用対策（抜粋）

～ 雇用の安定確保と新産業創出を目指して ～

〔平成13年9月20日
産業構造改革・雇用対策本部決定〕

・雇用の受け皿整備

～ 新市場・新産業の育成による雇用創出 ～

2. 開業創業倍増プログラム

開業創業、経営革新促進のための環境整備

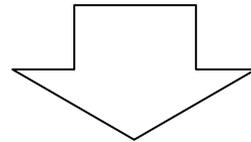
ストックオプション制度について、商法上の対象者の拡大や決議事項の簡素化等を行う。（臨時国会に商法改正法案を提出予定）

また、企業の円滑な人材確保等の観点を勘案しつつ、商法上のストックオプション制度の見直しを踏まえたディスクロージャー関連規定の整理について検討を進める。（13年度中）

商法改正の概要（「新株予約権」関係）

「新株予約権」の創設

「新株予約権」：これを有する者（「新株予約権者」）が、会社に対しこれを行使したときに、会社が新株予約権者に対し新株を発行し、又はこれに代えて会社の有する自己株式を移転する義務を負うものをいう。



ストック・オプションは「新株予約権の(無償)交付」として構成
ストック・オプションに係る付与対象者の制限等の撤廃

（備考）「商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）」による改正

証券取引法改正の概要（「新株予約権」関係）

商法の改正

- ・ 「新株予約権」の創設
- ・ ストック・オプションは「新株予約権の(無償)交付」として構成

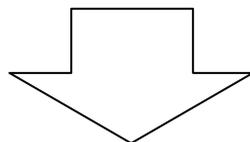


「新株予約権証券」を証券取引法上の有価証券として定義
ストック・オプションの付与を「株券の譲渡」から「新株予約権証券の譲渡」
として取り扱う。

（備考）「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の
整備に関する法律（平成13年法律第129号）」による改正

ストック・オプションに係るディスクロージャー制度改正の概要

取締役及び使用人は自社の情報を把握していると考えられることから、自社及び自社の完全子会社の取締役及び使用人を対象とするストック・オプションの付与については、有価証券届出書の提出及び目論見書の交付を求めないこととする。



次の要件を満たす場合には、「新株予約権証券の募集又は売出し」に該当するかどうかを判定する「勧誘の相手方の人数」の計算から「取締役及び使用人の人数」を除外するための規定の整備を行う（証券取引法施行令等の改正）。

非開示会社によるその使用人に対するストック・オプションの場合には、付与の際、当該使用人に「会社の情報」（営業報告書等）を交付すること
新株予約権証券に「譲渡制限」が付されていること

〔その他〕

新株予約権証券の譲渡一般における有価証券届出書提出の要否の判定（発行価額又は売出価額が1億円以上の場合に提出が必要）については、「新株予約権証券の発行価額又は売出価額」と「当該新株予約権の行使時に払い込むべき金額」との合計額によることとするための規定の整備を行う（内閣府令の改正）。

平成14年4月1日施行予定